

重 要 性 分 類 Ⅱ  
本 医 支 医 助 000115  
令 和 8 年 9 月 29 日

保 険 医 療 機 関 等    御 中

社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金  
医 療 支 援 室 長

医 療 提 供 体 制 設 備 整 備 交 付 金 実 施 要 領 （ 電 子 処 方 箋 管 理 サ ー ビ ス ）  
の 実 施 に つ い て

標記については、今般、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和8年9月28日政情連発0928第1号）をもって、厚生労働省政策統括官付房参事官（医療情報連携担当）から社会保険診療報酬支払基金理事長宛てに通知されたところであり、その取扱いについて、別紙のとおり「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」を定め、令和8年10月1日から適用することとしましたので、通知いたします。

## 別紙

### 保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領 (電子処方箋管理サービス)

#### 第1 目的

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX 審査支払機構」という。）が、国から医療提供体制設備整備交付金の交付を受け、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、保険医療機関等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に規定する「保険医療機関等」をいう。以下同じ。）のシステム整備に係る費用の負担に対して DX 審査支払機構が当該補助金を交付することにより、電子処方箋管理サービスの推進を図ることを目的とする。

#### 第2 補助対象事業

オンライン資格確認等システムを導入した上で、電子処方箋管理サービスを導入することを前提に、電子処方箋管理サービスの導入に必要な HPKI カード等の IC カードリーダー等の購入、電子処方箋管理サービスの導入に必要なレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費を含む。）、電子処方箋管理サービス等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業。

#### 第3 補助率及び補助限度額

- 1 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる病院のうち、大規模病院（病床数が 200 床以上の病院をいう。以下同じ。）における第 2 の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表 1 のとおりとする。
- 2 1 に規定する大規模病院以外の病院における第 2 の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表 2 のとおりとする。
- 3 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる薬局のうち、大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月 4 万回以上の薬局をいう。以下同じ。）における第 2 の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表 3 のとおりとする。
- 4 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる診療所における第 2 の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表 4 のとおりとする。
- 5 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる薬局のうち、大型チェーン薬局以外の薬局における第 2 の事業に係る補助率及び補助限度額は、

別表 5 のとおりとする。

6 第 2 の事業の補助金額は、次の順で算定するものとする。

- (1) 第 2 の事業に係る総事業費に、別表 1 から別表 5 までの「補助率」に定める率を乗じた額を算定する。
- (2) (1) の額と、別表 1 から別表 5 までの「補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする (1,000 円未満切り捨て)。

#### 第 4 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第 3 の 3 の同一グループ内の処方箋受付回数が 1 月に 4 万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号) 第 88 の 1 (8) の例によるものとする。

当年 2 月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの 1 月当たりの処方箋受付回数を合計した値が 4 万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの 1 月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

- 1 前年 2 月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年 3 月 1 日から当年 2 月末日までに受け付けた処方箋受付回数を 12 で除した値とする。
- 2 前年 3 月 1 日から当年 1 月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年 2 月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。
- 3 開設者の変更(親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等)又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、2 の記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

#### 第 5 交付の条件

補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 1 保険医療機関等は、オンライン資格確認等システムを活用して運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施すること。
- 2 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間を経過するまで、DX 審査支払機構の理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

- 3 DX 審査支払機構の理事長の承認を受けて 2 に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を DX 審査支払機構に納付させることがある。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 5 事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- 6 1～5 の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を DX 審査支払機構に返納させることがある。

## 第 6 申請手続き

- 1 第 2 の事業に係る補助金の交付の申請は、第 12 で定める申請期間に、「医療機関等向け総合ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）から行うものとする。
- 2 補助金の交付の申請を行う場合は、申請書に併せて領収書の（写）及び領収書内訳書（別紙様式 2）を添付してポータルサイトに登録することとする。

また、保険薬局については、上記の書類に加え申請区分確認資料（「申請区分確認シート（別紙様式 3）」及び「直近で地方厚生（支）局に提出している「調剤基本料の施設基準に係る届出添付書類（様式 84）」の（写）又は「保険薬局における施設基準届出状況報告書（様式 3）」の（写）若しくはこれらに準ずる書類」）を添付してポータルサイトに登録することとする。

なお、申請を行う場合は、第 2 の事業の全ての事業の完了後に行うものとする。
- 3 医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織は、同組織に属する複数の保険医療機関等に係る補助金の交付の申請を一括して行うことができるものとする。

なお、一括での申請方法についてはポータルサイトを参照すること。

## 第 7 交付等の決定及び通知

DX 審査支払機構は、第 6 の申請に基づき、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書をポータルサイトに通知するものとする。

## 第 8 補助金の振込

DX 審査支払機構は、原則として、交付決定した補助金を診療報酬または調剤報酬が振り込まれている口座に振り込むものとする。

## 第 9 決定の取消し

DX 審査支払機構は、保険医療機関等が補助金を他の目的に使用し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は DX 審査支払機構に提出した補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 第 10 補助金の返還

DX 審査支払機構は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

## 第 11 延滞金

- 1 DX 審査支払機構は、第 10 に基づく補助金の返還命令を受けた保険医療機関等が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 1 の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

## 第 12 補助事業の申請期間

第 2 の事業の補助金の交付申請は令和 5 年 1 月以降申請を開始するものとし、第 2 の交付対象事業のうち、大型チェーン薬局及び大型チェ

ーン薬局以外の薬局については令和 8 年 9 月 30 日までに事業を完了させ、令和 9 年 3 月 31 日までに申請するものとする。大規模病院、大病院以外の病院及び診療所については令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了させ、令和 9 年 9 月 30 日までに申請するものとする。ただし、当該期間が変更となった場合は追って通知する。

### 第 13 適用日

本実施要領は、令和 8 年 10 月 1 日から適用することとする。

(別表 1) 大規模病院

|                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 の 1 の 事<br>業 | 補助率 1 / 3 | <p>( 1 ) 令和 7 年 9 月 以前に事業完了した場<br/>合<br/>補助限度額は、1 6 2 . 2 万円まで<br/>( 4 8 6 . 6 万円に左欄の補助率を乗じた<br/>額)<br/>ただし、初期導入と新機能 (リフィル処方<br/>箋等) (「電子処方箋管理サービスの導入に<br/>関するシステムベンダ向け技術解説書」に<br/>掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意に<br/>よる重複投薬等チェック結果の閲覧」「マ<br/>イナンバーカード署名」「処方箋 ID 検索」<br/>「調剤結果 ID 検索」に関する機能をいう。<br/>以下同じ。) を同時に導入した場合の補助<br/>限度額は、2 0 0 . 7 万円まで<br/>( 6 0 2 . 2 万円に左欄の補助率を乗じた<br/>額)</p>           |
|                  |           | <p>( 2 ) 令和 7 年 10 月以降に事業完了した<br/>場合<br/>初期導入 (新機能 (リフィル処方箋等) を<br/>同時導入する場合も含む。) した場合の補<br/>助限度額は、2 0 0 . 7 万円まで<br/>( 6 0 2 . 2 万円に左欄の補助率を乗じた<br/>額)<br/>ただし、初期導入 (新機能 (リフィル処方<br/>箋等) を同時導入する場合も含む。) と院内<br/>処方機能 (「電子処方箋管理サービスの導<br/>入に関するシステムベンダ向け技術解説<br/>書」に掲げられた「院内処方機能」に関す<br/>る機能をいう。以下同じ。) を同時に導入し<br/>た場合の補助限度額は、2 4 7 . 7 万円ま<br/>で<br/>( 7 4 3 . 2 万円に左欄の補助率を乗じた<br/>額)</p> |

(別表 2) 病院

|              |           |                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 の 2 の 事業 | 補助率 1 / 3 | <p>(1) 令和 7 年 9 月以前に事業完了した場合 補助限度額は、108.6 万円まで<br/>(325.9 万円に左欄の補助率を乗じた額)</p> <p>ただし、初期導入と新機能（リフィル処方箋等）を同時に導入した場合の補助限度額は、135.3 万円まで<br/>(405.9 万円に左欄の補助率を乗じた額)</p>                                                                |
|              |           | <p>(2) 令和 7 年 10 月以降に事業完了した場合<br/>初期導入（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）した場合の補助限度額は、135.3 万円まで<br/>(405.9 万円に左欄の補助率を乗じた額)</p> <p>ただし、初期導入（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に導入した場合の補助限度額は、169.6 万円まで<br/>(508.8 万円に左欄の補助率を乗じた額)</p> |

(別表 3) 大型チェーン薬局

|              |           |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 の 3 の 事業 | 補助率 1 / 4 | <p>(1) 令和 7 年 9 月以前に事業完了した場合 補助限度額は、9. 7 万円まで<br/> (38. 7 万円に左欄の補助率を乗じた額)<br/> ただし、初期導入と新機能(リフィル処方箋等)を同時に導入した場合の補助限度額は、13. 8 万円まで<br/> (55. 3 万円に左欄の補助率を乗じた額)</p>                                                                               |
|              |           | <p>(2) 令和 7 年 10 月以降令和 8 年 9 月以前に事業完了した場合<br/> 初期導入(新機能(リフィル処方箋等)を同時導入する場合も含む。)した場合の補助限度額は、13. 8 万円まで<br/> (55. 3 万円に左欄の補助率を乗じた額)<br/> ただし、初期導入(新機能(リフィル処方箋等)を同時導入する場合も含む。)と院内処方機能を同時に導入した場合の補助限度額は、15. 1 万円 まで<br/> (60. 3 万円に左欄の補助率を乗じた額)</p> |

(別表 4) 診療所

|              |           |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 の 4 の 事業 | 補助率 1 / 2 | <p>( 1 ) 令和 7 年 9 月以前に事業完了した場合 補助限度額は、1 9 . 4 万円まで<br/> ( 3 8 . 7 万円に左欄の補助率を乗じた額)<br/> ただし、初期導入と新機能 (リフィル処方箋等) を同時に導入した場合の補助限度額は、2 7 . 1 万円まで<br/> ( 5 4 . 2 万円に左欄の補助率を乗じた額)</p>                                                                       |
|              |           | <p>( 2 ) 令和 7 年 10 月以降に事業完了した場合<br/> 初期導入 (新機能 (リフィル処方箋等) を同時導入する場合も含む。) した場合の補助限度額は、2 7 . 1 万円まで<br/> ( 5 4 . 2 万円に左欄の補助率を乗じた額)<br/> ただし、初期導入 (新機能 (リフィル処方箋等) を同時導入する場合も含む。) と院内処方機能を同時に導入した場合の補助限度額は、3 5 . 9 万円まで<br/> ( 7 1 . 7 万円に左欄の補助率を乗じた額)</p> |

(別表5) 大型チェーン薬局以外の薬局

|         |           |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3の5の事業 | 補助率 1 / 2 | <p>(1) 令和7年9月以前に事業完了した場合 補助限度額は、19.4万円まで<br/>(38.7万円に左欄の補助率を乗じた額)<br/>ただし、初期導入と新機能(リフィル処方箋等)を同時に導入した場合の補助限度額は、27.7万円まで<br/>(55.3万円に左欄の補助率を乗じた額)</p>                                                                   |
|         |           | <p>(2) 令和7年10月以降令和8年9月以前に事業完了した場合<br/>初期導入(新機能(リフィル処方箋等)を同時導入する場合も含む。)した場合の補助限度額は、27.7万円まで<br/>(55.3万円に左欄の補助率を乗じた額)ただし、初期導入(新機能(リフィル処方箋等)を同時導入する場合も含む。)と院内処方機能を同時に導入した場合の補助限度額は、30.2万円まで<br/>(60.3万円に左欄の補助率を乗じた額)</p> |

※別表の金額はいずれも税込み。